## 12 小学校体育授業中のゴールポスト転倒事故【事故⑫】

基礎情報						
事故発生時期		平成 29 年 1 月		被害児童及び事故種別・	小学4年生男子1名	
				被害程度	背部強打、死亡	
訴訟の有無		あり(係属中)		報告書作成までの期間	2年2か月	
事故の概要						
活動種別	体育授業中(サッカー)					
事故発生の	平成29年1月、体育の授業(サッカー)中、キーパーをしていた児童が味方がゴール					
概要	を決めたことを喜び、自陣のゴールネットのロープにぶら下がったところゴールが揺れ、					
	児童は落下し、さらに倒れてきたポストの下敷きになった。担任と数名の児童が駆け寄					
	りゴールポストを持ち上げ児童を移動させたが、児童は倒れたまま、唇から出血した状					
	態であった。児童は病院に搬送され、その後、大学の高度救命救急センターへ移送さ					
	れたが、死亡が確認された。					
事故の要因						
S	学校事故を	防止する	●教	■教育指導計画の中に、安全教育に関する危機管理緊急対		
(Software)	ための研修や安全教		応のマニュアルや施設の安全点検マニュアルが無く、事故			
	育、マニュアルや規		予防研修はされていなかった。			
	則、指導計画		●目	●日常的な安全点検マニュアルが明示されておらず、ゴール		
			の	の固定状態が十分かどうかについて、使用前の確認や点		
			検	検をすることなく体育の授業を実施していた。		
Н	授業や部活で使用す		●ゴ、	ゴールは杭、ロープ等で固定されていなかった。		
(Hardware)	る施設や器具					
$L_1$	当該事故で被害児童		●天	●天候の影響により、単元途中から他の単元へ変更した。		
(Liveware <sub>1</sub> )	生徒を直接指導して		●ゴ、	●ゴールが固定されていることを確認をすることなく、体育の		
	いた教員やスタッフ		授業(サッカー)を実施していた。			
			●サ	ッカー指導中でコート内にい	たため、当該児童が倒れて	
			きた	たポストの下敷きになった状況	況を直接確認していない。	
			●養	護教諭は携帯電話を持たず	に、事故現場に向かった	
			後	、事故の具体的な様相を聞く	くことなく担架とAEDの要請	
			す	るため職員室に戻っている。	また、現場から消防署と連	
				することなく、保健室へ搬送	·	
			急	対応マニュアルについて、周	知徹底されていなかった。 	
$L_2$	被害児童生徒及びそ		●味	●味方がゴールを決めたことを喜び、自陣のゴールネットのロ		
(Liveware <sub>2</sub> )	の家族、被害児童生		<u></u>	ープにぶら下がったが、ポストが転倒することは予測できな		
	徒以外の児	童生徒	カュ	った。		

有識者による事故の検証					
調査委員会の	•前市教育長				
構成員	・大学教授及び准教授				
	•医師				
	•体育協会会長				
	・PTA連合会役員2名				
	・小学校長及び中学校長				
	・小学校体育担当教諭及び中学校体育教諭				
	[11 名]				
提言された対策					
S	●学校事故における組織的な対応や養護教諭の任務について、緊急対応マニュア				
(Software)	ルを整備し、全教職員にその内容を周知徹底するとともに、訓練やシミュレーショ				
	ンを通じて検証を行い、改善を図るべきである。				
	●年間計画が諸事情により変更される場合は、危険を伴うことも認識し、変更後の				
	効果的な指導や事故防止のための計画を立てておくべきである。				
Н	●スポーツ器具の取り扱いについて、学校備品として適切に管理し、サッカーゴー				
(Hardware)	ル使用時には専用杭や砂袋等で確実に固定する必要がある。				
$L_1$	●体育の授業について、体育器具・用具の点検と授業者による授業前点検が必要				
(Liveware <sub>1</sub> )	である。				
	●授業者は、事前指導や学習過程において、児童生徒に場や用具を安全に使用				
	する態度が身につくよう指導していくべきである。				
	●授業者は、常に活動全体を見渡せる位置で指導を行うよう心がけるべきである。				
m	●教育委員会は、学校が所有する不要なゴールの調査を行い、撤去・整理を行う。				
(management)	また、必要なゴールは、備品台帳に登録し、固定状況等、適切な管理が行われて				
	いるかを定期的に調査し、指導するべきである。				
	●教育委員会は、校長、教頭、主幹教諭に対する適切な研修の場を設け、全教職				
	員に危機管理に関する校内研修を行うよう徹底すべきである。				
	●教育委員会と校長は、被害児童生徒の保護者に対して、遺族の心情に配慮した				
	対応と丁寧な説明を行う必要がある。				
	●教育活動や緊急対応を行う際は、緊急時の連絡のために携帯電話の所持が必				
	要であり、教育委員会は、校舎外での連絡手段を確保するための予算措置を行				
	う必要がある。				
	●学校は、安全管理について評価項目を設定し、評価結果を全教職員にフィード				
	バックすることが必要である。				
	●学校管理者は、安全管理・緊急対応マニュアルを、全職員がその重要性や内容・				
	方法等を認識して実行できるよう、周知徹底する必要がある。				